よこすか就労援助センター及びかがみ田苑就労定着支援事業所の障害者職場定着支援について

	よこすか就労援助センター	かがみ田苑就労定着支援事業所
設置根拠	よこすか就労援助センター事業実施要領	障害者総合支援法
事業概要	一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、障害者の	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就
	就労の場の確保及び職場定着に必要な援助の実施を目的とし	労移行支援等」という。)を利用したのち、通常の事業所に新
	てよこすか就労援助センターに対して運営費補助を行う。	たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業や医療機
	(令和4年度運営費補助金額 35,676,000円)	関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題に関
		する相談、指導及び助言等を行う。
対象者	本市が援護を実施する知的障害者等で利用登録している者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用され
		た障害者で、就労を継続している期間が6月を経過した者
支援期間	期間の定めなし	就労後6か月経過した日から最大3年間
		※原則、支援期間終了後は就労援助センターへ引き継ぐ
収入	補助金	サービス報酬
		報酬額(令和5年1月分の場合)1人あたり 26,245円/月
		(給付単位数 2,476 単位×10.60 円/単位)
		※利用者や雇用主等に支援内容を記載した報告書を月1回以
		上提出した場合に、利用者数や就労定着率に応じて支払われ
		る。
備考	障害者の就労状況によっては、職場定着サポーター派遣制度	
	(障害者の就労に関する職場経験豊富な市民が、よこすか就労	
	援助センターと連携して職場定着支援を実施する)を利用す	
	る。	
	※支援1回につき3,000円の謝礼をサポーターに支払う(市外	
	派遣の場合は交通費相当額 500 円~2,500 円を加算)	